

新潟県の農業農村の振興に向けて

北陸農政局
信濃川水系土地改良調査管理事務所 渡邊 史郎



日頃より、農業農村整備事業の推進に多大なる御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

信濃川水系土地改良調査管理事務所は、新潟県における国営土地改良事業等に関する調査計画や土地改良事業によって造成された施設の保安全管理及びこれらに必要な調査などを行っています。

広大な農地を持つ新潟県においては、大規模な土地改良事業が数多く実施されており、これまでに完了した国営土地改良事業は、かんがい排水事業24地区、農地開発・農地再編事業8地区、干拓事業3地区、総合農地防災事業1地区、地すべり対策事業2地区となっています。事業により整備されたインフラのストックは、新潟県農業を支えるとともに、住民の生活や環境を守る上でも重要な資産となっています。

他方で、施設の老朽化が課題となっています。これらの資産を次の世代にきちんと引き継ぐために、計画的な補修・更新を行っていくことが必要です。国としても農業生産基盤の保全を図るための政策の充実、強化に取り組んでいるところであり、令和6年の食料・農業・農村基本法の改正では、関連する条文（29条）に、農業生産基盤の「整備」に加えて「保全」が追加されたところです。これを踏まえた土地改良法の改正においても、「保全」が目的規定に追加されるとともに、申請によらない国等による基幹的な農業水利施設等の保全に係る制度、土地改良区が地域の関係者と連携して行う農業水利施設等の保全に係る制度、再度災害及び老朽化による事故を防止するための事業を急施の事業として実施できる制度などの創設が行われたところです。

もう一つの重要な課題は「食料安全保障」です。世界人口の増加や異常気象等により食料供給が不安定化する中で、わが国においては農業者の減少・高齢化が進展するとともに、農地面積は一貫して減少しています。将来にわたって国民に食料を安定的に供給していくためには、担い手農家が効率的な営農を行える良好な条件を備えた農地及び農業用水の確保が必要です。国としては今後5年間で農業構造転換集中対策期間として位置づけ、農地の大区画等を集中的・計画的に推進することとしています。

このように農業農村整備事業が果たすべき役割は、今後とも大変大きいものがあります。新潟県においては、国営土地改良施設事故防止事業「阿賀野川用水地区」と国営かんがい排水事業「阿賀野川左岸地区」を令和8年度に着工する予定であり、当事務所ではその準備を進めているところです。

新潟県における農業農村の振興に向けて、国営土地改良事業の調査や計画の策定などを引き続きしっかり進めていく所存ですので、よろしく願いいたします。